

# 児童相談所職務経験者（一般事務・社会福祉士・保育士）募集案内

船橋市では、児童相談所に勤務する職員（児童相談所職務経験者）を募集しています。

|      |                                                         |
|------|---------------------------------------------------------|
| 受付期間 | 令和8年4月10日（金）～ 令和8年12月24日（木）<br>（採用者が決定した時点で締め切ることがあります） |
|------|---------------------------------------------------------|

## 1 募集の概要

| 採用する職                       | 人事職種                 | 採用年月日<br>（予定）                      | 採用<br>予定者<br>数 | 応募資格                                                                                                               |
|-----------------------------|----------------------|------------------------------------|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 児童福祉に関するケースワーク等の業務を行う職員     | 一般事務<br>または<br>社会福祉士 | 原則、<br>令和8年7月1日<br>または<br>令和9年4月1日 | 若干名            | 次のすべてを満たす人<br>① 昭和41年4月2日以降に生まれた人<br>② 児童福祉司の任用資格を有する人または社会福祉士の登録をしている人<br>③ 児童相談所において、児童福祉司として3年以上の職務経験がある人       |
| 一時保護所の入所児童に対する生活指導等を行う職員    | 一般事務<br>または<br>社会福祉士 |                                    | 若干名            | 次のすべてを満たす人<br>① 昭和41年4月2日以降に生まれた人<br>② 児童指導員の任用資格を有する人または社会福祉士の登録をしている人<br>③ 児童相談所の一時保護所において、児童指導員として3年以上の職務経験がある人 |
| 一時保護所の入所児童に対する保育、生活指導等を行う職員 | 保育士                  |                                    | 若干名            | 次のすべてを満たす人<br>① 昭和41年4月2日以降に生まれた人<br>② 保育士登録をしている人<br>③ 児童相談所の一時保護所において、保育士として3年以上の職務経験がある人                        |

ただし、次のいずれかに該当する人は、上記の要件を満たしていても応募できません。

- 日本の国籍を有しない人（ただし、保育士については、日本の国籍を有しない者であっても応募できますが、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職に就くことはできません）
- 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

- 船橋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた人
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣言を受けている人  
(心神耗弱を原因とするもの以外)
- 令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)(以下、「こども性暴力防止法」という)に基づく特定性犯罪事実該当者に該当する人

- ※ 応募資格における「職務経験」は、都道府県等が設置する児童相談所の常勤職員として勤務した期間を指します。
- ※ 「児童福祉司の任用資格を有する人」とは、児童福祉法第13条第3項各号のいずれかに該当する人を指します。
- ※ 「児童指導員の任用資格を有する人」とは、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第43条各号のいずれかに該当する人を指します。
- ※ 1年以上継続した職務経験が複数ある場合は通算できます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職務経験に限りします。
- ※ 育児休業や病気休職等、職務に従事していない期間は職務経験に含みません。同一の児童相談所で1か月以上職務に従事していない期間がある場合、その期間の前後の職務経験期間は継続しているものとみなします。
- ※ 合格後、職務経験の確認のため職歴証明書等を提出していただきます。なお、職務経験が確認できない場合は採用されません。
- ※ 採用選考過程で提出を求めるこども性暴力防止法に係る誓約書の提出がない場合、応募資格を満たしていないものとして取り扱います。
- ※ 合格後、特定性犯罪事実該当者であることが明らかになった場合、採用されません。
- ※ 採用後、特定性犯罪事実該当者であることが明らかになった場合、重要な経歴の詐称等を理由とした懲戒処分等を行うことがあります。

## 2 採用する職と主な職務内容

| 採用する職                                      | 主な職務内容                                                    |
|--------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 児童福祉に関するケースワーク等の業務を行う職員<br>(一般事務または社会福祉士)  | 児童相談所等に勤務し、児童福祉に関するケースワーク等の業務に従事                          |
| 一時保護所の入所児童に対する生活指導等を行う職員<br>(一般事務または社会福祉士) | 児童相談所の一時保護所等に勤務し、入所児童と生活を共にしながら、生活指導等の業務に従事               |
| 一時保護所の入所児童に対する保育、生活指導等を行う職員<br>(保育士)       | 児童相談所の一時保護所等に勤務し、入所児童と生活を共にしながら、保育・生活指導などを中心に保育士としての業務に従事 |

- ※ 採用後、人事異動により、児童相談所以外の部門に配属されることもあります。

### 3 選考の方法、内容及び選考日時

| 選考の方法・内容                                                                                                | 選考日時（予定）       |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| <b>適性検査</b><br>（業務遂行に必要な適性についての検査を、テストセンターで各自受検していただきます）<br>①事務能力検査（回答時間：約５０分）<br>②パーソナリティ検査（回答時間：約３０分） | ※申込者に個別に連絡します。 |
| <b>面接審査</b><br>（選考申込書等の内容を確認の上、面接を行います）                                                                 | ※申込者に個別に連絡します。 |

・適性検査の結果は、面接時に参考資料として使用します。

#### <適性検査について>

- ・株式会社日本経営協会総合研究所が提供する「SCOA 総合適性検査」を受検していただきます。
- ・申込みの際に登録された E メールアドレス宛に「適性検査のご案内」を送付します。  
申込者に個別で連絡しますので、指定する期間の中で希望する日時と会場を予約のうえ、受検してください。（予約が混みあうことも想定されますので、速やかに予約してください）
- ・テストセンターは、全国４７都道府県に約３５０か所あります。各テストセンターの場所は、次の URL から確認できます。  
<https://cbt-s.com/examinee/testcenter/?type=cbt>
- ・メールのフィルタリング機能を使用している場合は、  
 【メールアドレス指定の場合】①help@cbt-s.com ②renraku@cbt-s.com  
 【ドメイン指定の場合】@cbt-s.com  
 を受信できるよう設定をお願いします。メールが届かない場合は、速やかに人事課までお問い合わせください。

### 4 選考結果について

選考の結果については、合否をメールまたは郵送にて通知します。合格者には必要な手続を案内します。

### 5 給与

初任給の一例は、以下のとおりです。※以下の金額は地域手当を含んでいます。

| 人事職種         | 初任給の額                   |                 |
|--------------|-------------------------|-----------------|
| 一般事務または社会福祉士 | 職務経験 3 年 <sup>⑨</sup>   | 2 6 4 , 3 2 0 円 |
|              | 職務経験 1 0 年 <sup>⑨</sup> | 2 9 5 , 5 6 8 円 |
|              | 職務経験 1 5 年 <sup>⑨</sup> | 3 3 2 , 1 9 2 円 |
| 保育士          | 職務経験 3 年 <sup>⑨</sup>   | 2 4 9 , 7 6 0 円 |
|              | 職務経験 1 0 年 <sup>⑨</sup> | 2 8 4 , 8 1 6 円 |
|              | 職務経験 1 5 年 <sup>⑨</sup> | 3 0 4 , 1 9 2 円 |

⑨卒業後（社会福祉士、保育士は資格取得後）、引き続いて令和 9 年 3 月 3 1 日まで 1 週間あたり 3 8 時間 4 5 分以上の職務経験がある場合の額となります。

※このほか、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、扶養手当等の手当が支給要件に応じて支給されます。

## 6 勤務時間及び休暇

勤務時間は、原則として8時45分～17時15分（月曜日から金曜日）。土・日曜日が休日の完全週休2日制です。なお、一時保護所での勤務については、8週間を平均して週当たり38時間45分の勤務（24時間体制の交代勤務を含む勤務形態）で、4週8休制です。

年次有給休暇は、1年度に最大20日付与され、1時間単位で取ることができます。その他、7日間の夏季休暇（令和7年度実績）、結婚・出産のための休暇のほか、子の3歳の誕生日の前日まで育児休業を取ることができます。介護休暇、出生サポート休暇（不妊治療を受けるための休暇）なども導入されています。

## 7 申込み手続き（インターネット）

※やむを得ない事情でインターネットによる申込みができない方は、人事課まで御連絡ください。

### （1）受付期間

令和8年4月10日（金）から令和8年12月24日（木）まで

### （2）必要なもの

①パソコン又はスマートフォン

②本人のEメールアドレス

※選考に関する通知が届かない場合がありますので、携帯電話会社が提供するキャリアメールは使用しないでください

③PDF ファイルを読むためのソフト又はアプリ

④顔写真（縦横の比率が4：3のもの）のデータ（カラー、白黒いずれも可）

※申込み前3か月以内に写したもの、上半身、脱帽、正面向きで本人と確認できるもの

### （3）申込手順

①下記のいずれかの方法で、船橋市スマート申請にある「令和9年度職員採用選考受験申込【児童相談所職務経験者】」ページを開く

- ・「船橋市スマート申請」で検索し、「キーワードで手続きを探す」で「令和9年度職員採用選考受験申込【児童相談所職務経験者】」と検索する

- ・<https://ttzk.graffer.jp/city-funabashi/smart-apply/apply-procedure-alias/jiso-saiyo-r9>で検索する

②「新規登録またはログインして申請」から受験申込み（申し込み内容の入力）を行う  
（注意：申し込み履歴の確認ができるよう、必ずGrafferアカウントを作成してください）

### （4）申込みにあたっての注意点等

- システム障害対応のために申込受付期間中にシステムを停止する場合や、使用しているパソコンや通信回線上の障害等が発生した場合のトラブルについては、一切責任を負いません。

- 受付期間を過ぎると入力途中でも申込みができなくなります。時間に余裕を持って申込みください。

- 応募資格がないこと又は申込書その他提出書類の記載事項が正しくないことが明らかになった場合は合格を取り消すことがあります。

- 提出書類はお返しできませんので御了承ください。

- 申込者から取得する個人情報、船橋市職員を採用する目的以外で使用する一切ありません。ただし、合格者の個人情報については、人事管理上の基礎資料として利用いたします。
- パソコン又はスマートフォンの推奨環境は次のとおりです。
  - ※推奨環境[パソコン]
    - ・ブラウザ：Microsoft Edge、Google Chrome、Firefox、Safari
    - ※原則、各ブラウザの最新バージョン
  - ※推奨環境[スマートフォン]
    - ・OS：iOS、Android
    - ※原則、各OSの最新バージョン
    - ・ブラウザ：Safari、Google Chrome
    - ※原則、各ブラウザの最新バージョン
- 人事課（jinji@city.funabashi.lg.jp）から、登録された E メールアドレス宛に選考に関する通知が送付されます。メールフィルタリング設定をしている方はこのアドレスからメールを受信できるよう必ず設定しておいてください。

## 8 問い合わせ先

総務部 人事課 電話：047-436-2132

E-mail：jinji@city.funabashi.lg.jp